

デジタル防災行政無線の普及促進に向けた調査検討会 開催要綱(案)

第1条 目的

この調査検討会は、260MHz帯移動系デジタル防災行政無線に割り当てられた陸上移動局間直接通信用周波数の有効活用に向けて、異なる規格の無線設備が混在した場合に免許人間の混信や干渉を起こさない周波数の共用条件等について検討し、無線局審査基準等の改定に資するための調査検討を行うことを目的とする。

第2条 名称

本会の名称は、「デジタル防災行政無線の普及促進に向けた調査検討会」（以下、「調査検討会」という。）とする。

第3条 主な調査検討項目

- (1) 標準規格 (ARIB STD-T79及び ARIB STD-T80) の動作原理 (キャリアセンス機能等) の調査
- (2) 基礎データを収集するための技術試験
- (3) 周波数を効率的に活用するための周波数共用条件の検討
- (4) 直接通信用周波数の指定方針の提案
- (5) その他、目的達成に必要な事項

第4条 構成・運営

- (1) 調査検討会は、総務省中国総合通信局長の調査検討会として開催する。
- (2) 調査検討会は、中国総合通信局長の委嘱を受けた委員により構成する。
- (3) 調査検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、調査検討会構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、調査検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって調査検討会を招集し、主宰する。
- (7) 調査検討会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (8) 座長は、必要に応じて、作業部会を設置することができる。
- (9) 調査検討会は原則公開とする。ただし、当事者又は第三者の権利・利益、公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、全部又は一部を非公開とする。
- (10) その他、調査検討会の運営に必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

第5条 報告

座長は、調査検討の結果を中国総合通信局長に報告する。

第6条 開催期間

調査検討会は、平成23年11月から平成24年3月までを目途に開催するものとする。

第7条 事務局

調査検討会の事務局は、総務省中国総合通信局無線通信部企画調整課及び中電技術コンサルタント株式会社が行う。